

契約事前確認公募について

令和 8 年 5 月 29 日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「1F 構内の土壤汚染分布調査に関する検討（その 3）」業務について、下記の募集要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定法人等と当該応募者との間の競争手続に移行する予定です。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

1F 構内の土壤汚染分布調査に関する検討（その 3）

(2) 履行期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

(3) 概要

福島第一原子力発電所（以下「1F」）の事故発生直後、タービン建屋地下の高濃度汚染水が海水配管トレンチ等を経由して周辺土壤に流出し、現在も汚染が残存している。現状は、海側遮水壁や地下水ドレン、ウェル・ポイントによる水位差管理で、放射性物質の港湾への流出を抑制しており、観測孔での地下水の汚染状況の監視を継続している。

今後の廃炉作業（地盤の掘削など）における安全管理や廃棄物区分、作業計画の検討のため、1F 構内の土壤汚染のマッピングが必要となる。また、1F 構内の汚染土壤について、リスク源としての重要度や対策の必要性を評価するため、インベントリやその分布を把握し、将来の動態を予測することが重要である。

2025 年度の業務では、2024 年度に作成した 3 次元地下水流動・核種移行解析モデルを用いて、核種放出条件や核種移行パラメータのパラメータ・スタディーを実施し、1F 構内のサブドレンや 2.5m 盤の観測孔の地下水中の核種濃度の実測値と整合するパラメータの組み合わせを探索した。また、選定したパラメータを用いて、2051 年までの汚染分布の動態を予測した。

本業務では、2025 年度委託で抽出された実測値と解析値の不整合要因について検討するとともに、1F 構内の土壤・地下水汚染に関する長期予測を行うほか、汚染の拡がり抑制対策の検討と、その中で効果が高いと予想された対策案の効果に関する解析評価を行う。

実施内容は以下の通りである。

① 1F 構内の土壌汚染分布に関する実測値と解析値の不整合要因の検討

2025 年度委託で抽出された実測値と解析値の不整合に関する下記の要因について、3次元地下水流動・核種移行解析によるパラメータ・スタディを実施し、実測値と整合するパラメータの組み合わせを探索する。

- ・ 汚染源の追加、見直し
- ・ 3 核種 (H-3、Sr-90、Cs-137) の放出量比率、放出期間
- ・ 土壌の Sr-90、Cs-137 に対する分配係数

② 1F 構内の土壌・地下水汚染に関する長期予測

①で設定した各種パラメータの組み合わせを用いて、現在の濃度分布を初期値として、3次元地下水流動・核種移行解析を実施し、下記を評価する。

- ・ 将来的な汚染エリアの広がりを把握
- ・ 各地点での核種濃度の変動予測

なお解析においては、陸側遮水壁、海側遮水壁、サブドレン、地下水ドレン、ウェルポイントの機能は維持されるが、水ガラスの劣化は考慮するものとする。評価期間は最長で 300 年とし、減衰の状況を見て判断する。

③ 汚染の拡がり抑制対策の検討

汚染分布の長期予測に関する②での評価結果に基づき、汚染の拡がりを抑制する候補技術(対策工、対策範囲)を洗い出し、長所／短所を検討・整理する。

④ 汚染の拡がり抑制対策の効果に関する解析評価

③の検討により汚染分布の拡がりを抑制する効果が高いと予想された対策案について、3次元地下水流動・核種移行解析により、対策工を実施した場合の、汚染の拡がりや核種濃度の低減効果を評価する。

2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者は応募資格を有しない。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
 - ⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」の等級に格付されている者であること。
 - (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
 - (5) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。
 - (6) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
 - (7) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
 - (8) 仕様書の交付を受けた者であること。
 - (9) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
 - (10) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
 - ① 地下水の流動解析や地下水中の放射性核種の移行解析について専門技術やノウハウを有しており、1Fサイトの解析・評価実績を有すること。
 - ② 地下水の核種濃度データを地質統計学に基づいて補間し汚染分布図（コンター）を作成する技術やノウハウを有すること。
 - ③ 1Fサイトでの汚染水対策に精通していること、また海外での土壌・地下水汚染調査や対策に関する事例調査に必要な情報を有していること。

3. 手続き等

- (1) 問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階
 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ
 「1F 構内の土壌汚染分布調査に関する検討（その3）」業務担当
 メール：tsg2026_NDF@ndf.go.jp
 (ティ エス ジー ニゼロニロウ アンダーバー エヌ デイ エフ アットマーク エヌ デイ エフ ドット ジー オー ドット
 ト ジェー ピー)

応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。
- (2) 説明会の有無

無
- (3) 仕様書の交付

上記（1）において令和8年6月12日（金）までの平日（10：00～17：00）配布する。

なお、事前に上記（1）の担当者に日時を連絡のこと。
- (4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

期限：
 令和8年6月15日（月）12：00

提出先：
 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ 11 階

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉部門 技術グループ
「1F 構内の土壌汚染分布調査に関する検討（その3）」業務担当あて
（郵送による場合は、期限まで必着のこと）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（別添）
- ② 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ③ 組織概要（パンフレット等）
- ④ 作業体制図及び作業計画書（様式自由）
- ⑤ 2. 応募する者に必要な資格（10）の技能要件を満たすことの説明（様式自由）

4. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）競争手続きに移行した場合、その旨通知する。
- （3）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

別添

令和 年 月 日

参加意思確認書

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
理事長 山名 元 殿

提出者
住 所
会社名
代表者役職氏名

印

下記公募について、応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

件 名：1F 構内の土壌汚染分布調査に関する検討（その3）

連 絡 先
所 属
役 職 氏 名
メールアドレス
電 話 番 号